

県有財産貸付契約書（案）※契約保証金なし

貸主 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙はこれを借受けるものとする。

- （1）所在地
- （2）名 称 ホーバーターミナルおおいた（ ）
- （3）面積等 m^2

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（指定用途等）

第4条 乙は、貸付物件を、自動販売機の設置及び運営のために使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、自動販売機で販売する商品に関し、事前に甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、自動販売機内の在庫を定期的に確認し、適宜補充する等適切な管理に努めなければならない。

（貸付料）

第5条 乙は、貸付料として、令和7年度は 円を、令和8年度は年額 円を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに甲に支払うものとする。

- 2 令和7年度の貸付料は、契約締結日に応じて月割計算した額とする。ただし、その計算過程で一円未満の端数が生じた場合には、その端数については切り捨てる。
- 3 契約保証金は免除とする。

（光熱水費等）

第6条 乙は、第5条に定める貸付料のほか、自動販売機の管理運営上必要とする光熱水費等について、甲の発行する納入通知書により、原則として毎年9月及び3月の年2回それぞれ甲が指定する納期限までに甲に支払うものとする。

- 2 乙が甲に支払う光熱水費等の範囲、算定方法等については、甲が行政財産目的外使用許可に伴い徴収する庁舎等管理費の例によるものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、貸付料及び光熱水費等の支払いを遅延したときは、その遅延日数に応じ、乙の遅延金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに甲に支払わなければならない。

(善管注意義務)

第8条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の全部又は一部につき、その権利を譲渡したり、担保に供するなどの処分行為をしてはならない。

2 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の改造若しくは模様替え又は貸付物件の区域内における工作物の設置を行ってはならない。

(規律維持及び秘密の保持)

第10条 乙は、自動販売機の設置及び運営に従事する乙の職員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

2 乙は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

(通知義務)

第11条 乙は、乙の名称、所在地又は代表者に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に該当する場合のほか、乙が本契約に違反した場合には、本契約を解除することができる。

3 甲は、貸付物件を国又は県その他地方公共団体において公用又は公共用に供するためその他必要が生じたとき、また、当該県有施設を廃止するときは、本契約を解除することができる。

4 乙は、第3条の貸付期間にかかわらず、やむを得ない理由により本契約を解除する場合は、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲に通知するものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に違反し、又は前条の解約により損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときはこの限りでない。

(貸付料の返還)

第14条 既に納入した貸付料は、原則返還しないものとする。ただし、下記に該当する場合はその限りではない。

- (1) 甲が、第 12 条第 3 項により契約を解除するとき。
 - (2) 乙が貸付期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するとき。
 - (3) 法令等に基づき、甲が貸付物件を閉鎖したとき。
- 2 前項(1)、(2)において返還する貸付料は、すでに乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料とする。
- 3 第 1 項(3)において返還する貸付料は、その閉鎖期間に対応する貸付料とする。
- 4 返還する貸付料は、日割計算によるものとし、利息は付さないものとする。なお、日割計算における閏年に係る一年の日数は 365 日とする。

(貸付物件の返還)

- 第 15 条 乙は、本契約が終了する日までに（第 12 条又は前条第 1 項第 2 号の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）、乙の負担により貸付物件を原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に承諾したときは、貸付物件を原状に復しないことができるものとする。
- 2 乙は、貸付物件の返還に際して、貸付物件に支出した経費・有益費の償還、造作買取等の請求をすることができない。

(契約の費用)

- 第 16 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(実績報告)

- 第 17 条 乙は自動販売機ごとの前年度販売実績（販売本数・金額）を任意の様式により、毎年 4 月末日までに甲に報告するものとする。
- 2 甲は、必要に応じて、自動販売機の販売数量、売上高について調査を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(その他注意事項)

- 第 18 条 乙は、貸付物件を使用するに当たり、次の事項について注意するものとする。
- (1) 標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
 - (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路等は甲の指示によること。
 - (3) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障等の場合の連絡先を明記すること。

(協議)

- 第 19 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約について疑義のあるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県知事 佐藤 樹一郎
乙